

# 緑化地域内の建築物をお持ちの方へ

法律に基づき、  
緑地の維持保全の義務があります。  
良好な管理をお願いします。

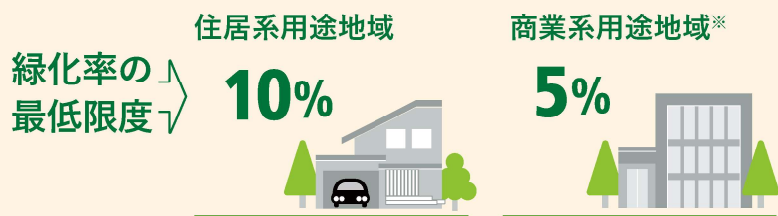
## 緑化地域とは

良好な都市環境の形成のために、法律に基づき、  
敷地内の緑地の割合を定める地域です。

## 対象建築物

500m<sup>2</sup>以上の敷地の建築物（500m<sup>2</sup>=約150坪）

## 緑地の割合



※用途地域はi-マッピー  
(まちづくり地図情報)で  
確認できます。

※令和6年5月に緑化地域指定区域を商業系用途地域に拡大予定

パトロールを実施し、緑地の保全状況を確認しています。



樹木や芝生が枯れた等により  
緑地が足りなくなった場合、  
違反となります。



違反が認められた場合には、  
指導や立入検査、  
是正命令を行います。



緑地が復旧されない場合、  
罰金等の罰則が適用される  
場合があります。

根拠：都市緑地法第34条～第37条

## 横浜市みどり環境局 公園緑地管理課

- 緑化地域制度について 公園緑化協議担当 045 671 3946
- パトロールについて 緑化適正指導担当 045-671-2539

横浜市 緑化地域制度

